

【資料集2】所得区分に応じた提出書類

1. 概要(新規申請時)

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	提出書類(新規申請時)
70歳未満	[エ] ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き 所得210万円以下	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[オ] 住民税非課税者	
70歳以上 75歳未満	[Ⅲ（一般所得）] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 本人の高齢受給者証の写し 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅱ（低所得Ⅱ）] 住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の医療保険の被保険者証の写し 本人の高齢受給者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅰ（低所得Ⅰ）] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	
75歳以上	[Ⅲ（一般2割）] 課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円以上など	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の後期高齢者医療被保険者証の写し 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅲ（一般1割）] ・課税所得28万円未満 ・課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円未満など	
	[Ⅱ（低所得Ⅱ）] 住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票及び同意書 本人の後期高齢者医療被保険者証の写し 限度額適用認定証等の写し 本人の住民票の写し 医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
	[Ⅰ（低所得Ⅰ）] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	

(備考)

- ・限度額適用認定証等とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。
- ・年収は、平成30年8月時点における概ねの金額となります。

2. 詳細(年齢・保険者別に新規・更新の提出添付書類を整理)

※本項の「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録票(別紙様式例6-1及び6-2)と別紙様式例6-2に添付する資料であって、高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるもの一式を指します。

○70歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
エ	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知1(2)②により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	○追加提出書類なし(更新申請時の照会不要)
オ	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p><7月早期></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 被保険者の非課税証明書類 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	○7月下旬までに「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要 (適用区分オであることを保険者が確認するため)

○70歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
エ・オ	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	○追加提出書類なし(更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため)

○70歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会(更新時)
エ・オ	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p><7月早期></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類 	○7月下旬までに「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」の提出が必要 (適用区分を判定するため)

●70歳以上75歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知1(2)②により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要）
Ⅱ (低所得Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p><7月早期></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 被保険者の非課税証明書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月下旬までに「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要（適用区分Ⅱであることを保険者が確認するため）
Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p><7月早期></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 被保険者及び被扶養者の非課税証明書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月下旬までに「被保険者及び被扶養者の非課税証明書類(写)」の提出が必要（適用区分Ⅰであることを保険者が確認するため）

●70歳以上75歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）

●70歳以上75歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類 	<p>●7月下旬までに「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」</p> <p>の提出が必要 (適用区分を判定するため)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 被保険者証(写) 高齢受給者証(写) 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類 	<p>●7月下旬までに「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」</p> <p>の提出が必要 (適用区分を判定するため)</p>

□75歳以上・後期高齢者医療保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般2割) (一般1割)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 後期高齢者医療被保険者証(写) 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 本人及び世帯全員の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 後期高齢者医療被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>	<p>□追加提出書類なし (更新申請時の照会不要。 課税所得について市町村が 税情報を把握しているため)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床調査個人票等 後期高齢者医療被保険者証(写) 限度額適用認定証等(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 後期高齢者医療被保険者証(写) 本人の住民票(写) 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	